

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

日時：令和元年6月26日(水) 午後2時～

場所：都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

— 会 議 次 第 —

議 事

1 答 申

- (1) 「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書
- (2) 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
- (3) 「(仮称) 品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案

2 諮 問

- (1) 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案
- (2) 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

3 受理報告

4 その他

【審議資料】

- 資料1 「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書について
- 資料2 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について
- 資料3 「(仮称) 品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案について
- 資料4 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案について
- 資料5 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について
- 資料6 受理報告
- 資料7 その他

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 座席配置

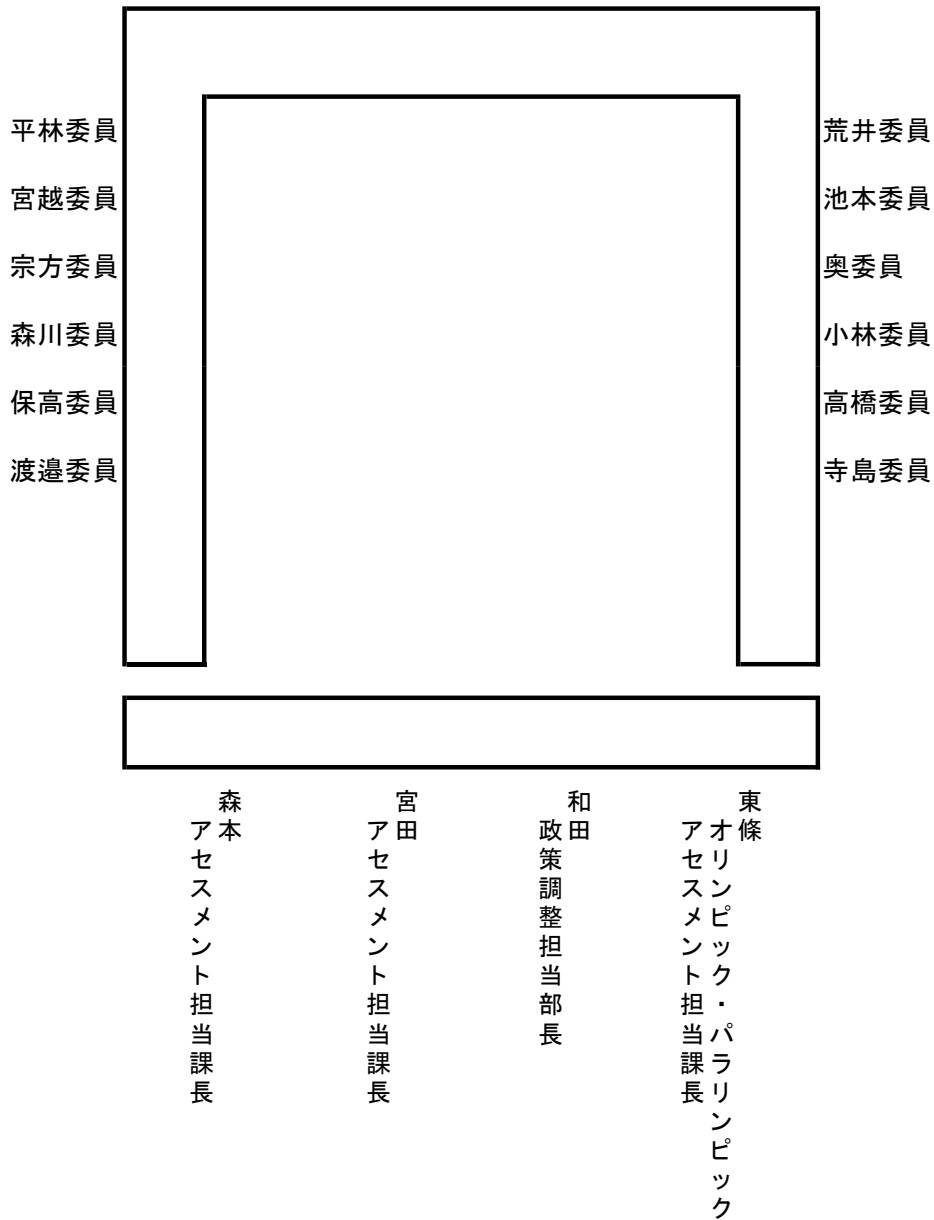
日時：令和元年6月26日（水）午後2時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

第二部
坂本
委員長

審議
柳
会
委員
会長

第一
齋
藤
委員
会長



資料 1

令和元年6月26日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 坂 本 慎 一

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査
計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成31年4月15日に「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における大気汚染及び騒音・振動の影響を予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|------------|---|
| 審議会 | 平成31年4月15日 | ・調査計画書について諮問 |
| 部 会 | 令和元年6月21日 | ・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、 地盤、水循環、景観、廃棄物、温室効果 ガス) ・総括審議 |
| 審議会 | 令和元年6月26日 | ・答申 |

資料 2

令和元年6月26日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成31年4月19日に「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【騒音・振動】

施設の供用に伴う騒音について、調査地点及び予測地点が不明確であることから、施設や計画地周辺の状況を十分に把握し得る地点を適切に選定するとともに、選定根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

本事業では、いちよう並木のビスタ景を保全し、既存の緑を生かし、新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとしている。

これらを勘案し、既存樹木の取扱方針を踏まえた緑化計画を作成するとともに、いちよう並木及び並木東側の植栽樹群等について樹木の保全計画を示し、本事業が神宮外苑の豊かな自然環境に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

【景観】

本事業では、神宮外苑いちよう並木の象徴性を活かしつつ、賑わいをもたらす都市機能の導入を図るとしていることから、新たに建設される商業施設、宿泊施設等がいちよう並木の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|------------|--|
| 審議会 | 平成31年4月19日 | ・調査計画書について諮問 |
| 部 会 | 令和元年6月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、生物・生態系、日影、電波障害、 風環境、景観、史跡・文化財、 自然との触れ合い活動の場、廃棄物、 温室効果ガス) ・総括審議 |
| 審議会 | 令和元年6月26日 | ・答申 |

資料 3

令和元年6月26日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 坂 本 慎 一

「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」
環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成30年11月30日に「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努めるとともに、事後調査において詳細に検証し、報告すること。

【騒音・振動】

- 1 各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。

- 2 関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、夜間において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響を低減するよう努めること。

【風環境】

本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。

【廃棄物】

計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、街區別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。

【温室効果ガス】

- 1 本事業は、C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加が認められた事業であることから、環境保全のための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。
- 2 環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能エネルギー利用設備等の様々な対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査において詳細に報告すること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-------------------|---------------------------------|
| 審議会 | 平成 30 年 11 月 30 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 平成 31 年 2 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 平成 31 年 3 月 26 日 | ・項目別審議 水質汚濁、廃棄物、温室効果ガス |
| 部 会 | 平成 31 年 4 月 19 日 | ・項目別審議 騒音・振動、日影、景観 |
| 部 会 | 令和 元年 5 月 16 日 | ・項目別審議 地盤、水循環、風環境 |
| 部 会 | 令和 元年 6 月 21 日 | ・項目別審議 大気汚染、悪臭、電波障害 ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 元年 6 月 26 日 | ・答申 |

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

31 環 総 政 第 213 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和元年 6 月 26 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 499 号 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案

31 環 総 政 第 214 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和元年 6 月 26 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 500 号 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

受 理 報 告

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|-------------|--------------------|-----------|
| 環境影響評価調査計画書 | ・羽田空港アクセス線（仮称）整備事業 | 令和元年5月15日 |

そ の 他

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|-------------|---------------------------------|-----------|
| 特例的環境影響評価書案 | ・首都高速都心環状線の地下化（神田橋 JCT～江戸橋 JCT） | 令和元年5月30日 |